

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ◎ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（利害関係金融事業者）</p> <p>第三条 法第十六条第一項の金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）と売買その他の契約（法第十八条第一号に掲げる業務に係る契約に限る。以下この条において「契約」という。）を締結している金融事業者（管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。次条及び第八条において同じ。）が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該金融事業者を除く。）、契約の申込みをしている金融事業者及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである金融事業者とする。</p> <p>（求職の承認の手続）</p> <p>第四条 法第十六条第二項第三号の承認（以下「求職の承認」という。）を得ようとする管理運用法人役職員は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添付して、これを任命権者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（利害関係金融事業者）</p> <p>第三条 法第十六条第一項の金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）と売買その他の契約（法第十八条第一号に掲げる業務に係る契約に限る。以下この条において「契約」という。）を締結している金融事業者（管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。次条において同じ。）が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該金融事業者を除く。）、契約の申込みをしている金融事業者及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである金融事業者とする。</p> <p>（求職の承認の手続）</p> <p>第四条 法第十六条第二項第三号の承認（以下「求職の承認」という。）を得ようとする管理運用法人役職員は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に厚生労働省令で定める書類を添付して、これを任命権者に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名 二 地位</p>

三 当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者（法第十六条第一項に規定する利害関係金融事業者をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称

四〇六 （略）

（金融事業者再就職者による依頼等の承認の手続）

第六条 法第十七条第四項の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする金融事業者再就職者（法第十七条第一項に規定する金融事業者再就職者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

一〇三 （略）

四 金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の氏名又は名称

五〇十 （略）

三 当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者（法第十六条第一項に規定する利害関係金融事業者をいう。以下この条において同じ。）の名称

四 当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者の業務内容

五 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係金融事業者との関係

六 その他参考となるべき事項

（金融事業者再就職者による依頼等の承認の手続）

第六条 法第十七条第四項の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする金融事業者再就職者（法第十七条第一項に規定する金融事業者再就職者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の地位

四 金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の名称

五 金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者の業務内容

六 離職前五年間（金融事業者再就職者が法第十七条第二項に規定する地位に就いていた場合にあつては、当該地位に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る管理運用法人の役員又は職員の地位及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼

(金融事業者再就職者による依頼等の届出の手続)

第七条 法第十七条第五項の規定による届出は、同条第一項から第三項までに規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一～三 (略)

四 前号の金融事業者再就職者がその地位に就いている金融事業者の氏名又は名称及び当該金融事業者における当該金融事業者再就職者の地位

五・六 (略)

(理事長への再就職の届出の手続)

第八条 法第十七条の二の規定による届出をしようとする者は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

一～三 (略)

の対象となる契約事務

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第十七条第四項の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

(金融事業者再就職者による依頼等の届出の手続)

第七条 法第十七条第五項の規定による届出は、同条第一項から第三項までに規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 地位

三 依頼等をした金融事業者再就職者の氏名

四 前号の金融事業者再就職者がその地位に就いている金融事業者の名称及び当該金融事業者における当該金融事業者再就職者の地位

五 依頼等が行われた日時

六 依頼等の内容

(理事長への再就職の届出の手続)

第八条 法第十七条の二の規定による届出をしようとする者は、厚生労働省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の地位

四 管理運用法人役職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（当該日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先の金融事業者に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先の金融事業者に対し、最初に当該再就職先の金融事業者の地位に就くことを要求した日

五 離職日

六 再就職日

七 再就職先の金融事業者の氏名又は名称及び連絡先

八 再就職先の金融事業者の業務内容

九 再就職先の金融事業者における地位

十 求職の承認の有無

十一 離職後の就職の援助（最初に管理運用法人役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

（新設）

四 離職日

五 再就職日

六 再就職先の金融事業者の名称

七 再就職先の金融事業者の業務内容

八 再就職先の金融事業者における地位

九 求職の承認の有無

（新設）